平成２９年（フ）第１３３５号
大阪市中央区島町２丁目１番７号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番16号　レオパレスみやび　209号
破産者　山本　大倫
1　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
2　一般調査期日　平成30年４月16日午後２時30分
平成30年１月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４９７号
大阪府池田市石橋４丁目22番１―410号
破産者　八木橋照子
1　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
2　一般調査期日　平成30年４月16日午後２時30分
平成30年１月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２３号
大阪市生野区巽南３丁目11番16―303号
破産者　豊永　美鈴
1　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
2　一般調査期日　平成30年４月23日午後２時30分
平成30年１月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０号
福島県郡山市細沼町８番21号
破産者　今田　弓子
1　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
2　一般調査期日　平成30年４月23日午後４時
平成30年１月25日
福島地方裁判所郡山支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２９年（フ）第１８８号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1857番地１
破産者　井手　淳一
1　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
2　一般調査期間　平成30年３月９日から平成30年３月19日まで
平成30年１月24日
佐賀地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第３００３号
大阪府東大阪市本庄西３丁目８番30号
清算株式会社　株式会社ジャパンエース
代表清算人　林　　良介
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１３号
札幌市中央区南七条西１丁目13番地
清算株式会社　株式会社東京ＬＢ
代表清算人　山川　雅弘
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定後１か月以内に、協定債権のうち元本の12.4パーセントの金員を支払う。
2　各協定債権者は、清算株式会社に対して、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権者から弁済額を控除した残債権につき、その債権全額を放棄する。
3　代表清算人は、第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権のうち債権元本の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
4　本協定に基づく弁済は、清算人代理の事務所（東京都港区西新橋１丁目２番９号日比谷セントラルビル８階加々美法律事務所）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行口座への振込みを書面で求めたときは、その指定する銀行口座に清算株式会社の負担で振込入金する。
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成２６年（再）第２号
横浜市鶴見区下末吉４丁目９番13号
再生債務者　株式会社薄井通信工業
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成30年１月23日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再）第２号
大分市大字田原字深田936番地
再生債務者　医療法人善和会
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成30年１月18日
大分地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１４６号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目２番12―709号
再生債務者　松本　達也
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月13日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月27日から平成30年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１５０号
埼玉県入間郡越生町大字小杉129番地１
再生債務者　田島　順子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月13日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月27日から平成30年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１４０号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢325番地１
エルフィーノみずほ台204号
再生債務者　池田　雅治
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月28日から平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第３号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢361番地１
レクセルプラッツァみずほ台611号
再生債務者　深澤　　勝
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月28日から平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第３２号
千葉県大網白里市細草538番地３
再生債務者　吉田　　勉
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月28日から平成30年３月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（再イ）第３５６号
愛知県知多郡阿久比町宮津２丁目34番地
再生債務者　岩下　直裕
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月21日から平成30年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３５７号
愛知県知多市八幡字深山口52番地の３
再生債務者　松川　訓和
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月21日から平成30年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３５８号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字飛山池上41番地　東和荘
再生債務者　寺坂　重男
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月21日から平成30年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部